

### 貯蓄機能も備えています

# 保険料の負担を抑えた 一生涯保障の死亡保険



無配当 終身保険(低解約払戻金型)



#### 【本資料は商品パンフレットです】

- ・本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず「契約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。
- ・本商品は生命保険であり、預金とは異なります。
- ・この保険の引受保険会社はオリックス生命保険株式会社です。

■募集代理店

■引受保険会社



# 保険料の負担を抑えた一生涯保障の死亡保険。 解約払戻金はさまざまな資金として活用いただけます。

### -生涯の死亡•高度障害保障を 準備いただけます。

※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

### 'フプランに合わせ て設計いただけます。

保険料払込期間\*1を終身払、短期 払から選べます。 保険金額は200万円\*2から10万円 単位で設定できます。

- \*1 保険金額・契約年齢により取扱いが異なります。
- \*2 契約年齢が76歳以上の場合、100万円から 設定できます。
- ※最高保険金額は、契約年齢およびオリックス 生命の既契約により異なります。

保険料払込期間(低解約払戻期間)中の主契約の解約払戻金を抑制することにより、保険料を抑えた終身 保険です。

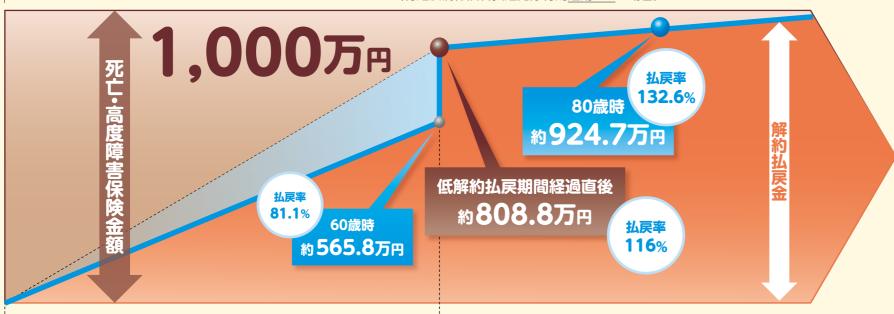
ご契約例

●30歳男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳 ●低解約払戻期間:60歳

保険金額:1.000万円

月払保険料:19,360円

(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



## 解約払戻金を活用いただけます。

- ※解約した場合、以後の保障はなくなります。
- ※契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

### セカンドライフの資金など ライフプランに合わせて活用いただけます!

死亡保障が不要になった場合には、保険契約を解約して、解約払戻金を活用 することもできます。

#### ▼左のご契約例の場合

(2025年4月1日現在)

糸	<b>圣過年数</b>	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率
低	5年	35歳	1,161,600円	790,000円	68.0 %
約	10年	40歳	2,323,200円	1,715,400円	73.8 %
低解約払戻期間	20年	50歳	4,646,400円	3,592,700円	77.3 %
問	30年	60歳	6,969,600円	5,658,000円	81.1 %
低	解約払戻期	間経過直後*	6,969,600円	8,088,000円	116.0 %
	40年	70歳	6,969,600円	8,690,800円	124.6 %
	50年 80歳		6,969,600円	9,247,800円	132.6 %

- ※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は 低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。
- ※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100
- ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
- ※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払戻 期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制 されます。

#### 保険料払込期間(=低解約払戻期間)

30歳

60歳

### 解約払戻金を 抑制することで、 保険料をダウン。

保険料払込期間(低解約払 戻期間)中の主契約の解約 払戻金を抑制することによ り、保険料を抑えました。

※終身払の場合は、一生涯にわたって 低解約払戻期間が続きます。

保険料払込期間や保険金額をニーズに合わせて選択できます。

選べる保険料払込期間 終身払、短期払から選べます。

終身払

短期払

5年\*1・10年・15年・20年 50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳

\*1 保険金額が1.000万円未満の場合、5年は取扱いできません。

選べる保険金額 200万円\*2から10万円単位で設定できます。

\*2 契約年齢が76歳以上の場合、100万円から設定できます。 ※最高保険金額は、契約年齢およびオリックス生命の既契約により異なります。

※契約年齢により取扱いできない保険料払込期間があります。

#### 重い障害状態に該当したとき、以後、保険料はいただきません。

不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

#### 特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合

### がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の事由に該当したとき、 以後、保険料はいただきません。

特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)により約款所定の事由に該当した場合、 以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。

#### ■ がん、急性心筋梗塞、脳卒中による約款所定の事由について

#### 悪性新生物(がん)

悪性新生物責任開始日(責任開始日からその 責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞 責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病 日を含めて91日目) 以後に初めて約款所定 を発病し、つぎのいずれかに該当したとき の悪性新生物 (がん) になったと診断確定さ ●60日以上、労働の制限を必要とする状態が れたとき(「上皮内新生物」および「皮膚の 悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外)

- 継続したと医師によって診断されたとき ●急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、
- 約款所定の手術を受けたとき

し、つぎのいずれかに該当したとき

- ●60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の 他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師
- によって診断されたとき ■脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定
- の手術を受けたとき



## RISEは教育資金としても活用いただけます。



### 万一のときの死亡保障を教育資金に活用可能!

被保険者であるお父さま、またはお母さまに万一のことがあった際は、死亡保険金(もしくは高度 障害保険金)を受取れます。

万一の際に、お子さまの大切な教育資金に充てることができます。



### 解約払戻金を活用することで、 お子さまの教育資金を計画的に準備!

高校・大学入学時など、まとまった資金が必要となる時期に合わせて、保険料払込期間を設定いただく ことで、お子さまの教育資金を計画的に準備いただけます。

- ※解約した場合、以後の保障はなくなります。
- ※契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約例

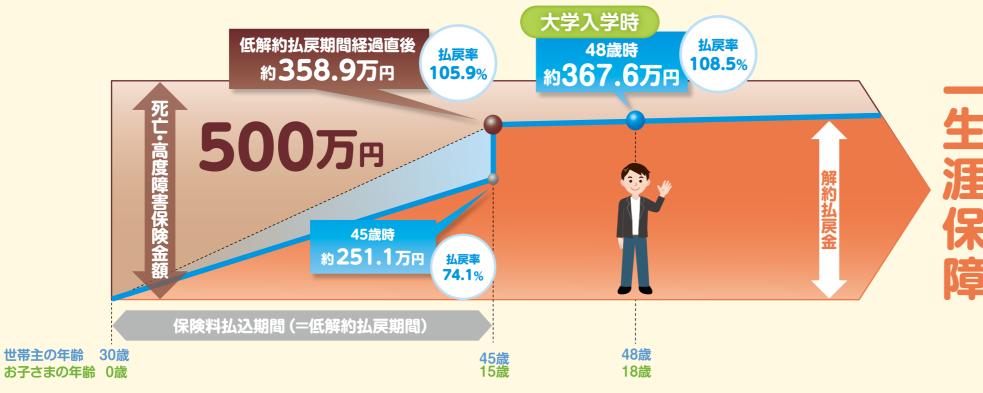
- ●30歲男性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:15年 ●低解約払戻期間:15年

保険金額:500万円



月払保険料:18,815円

(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)





#### ▼左のご契約例の場合

	経	過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率
	低解	5年	35歳	1,128,900円	769,700円	68.1 %
	低解約払戻期間	10年	40歳	2,257,800円	1,629,450円	72.1 %
	期間	15年	45歳	3,386,700円	2,511,050円	74.1 %
	低角	解約払戻期	]間経過直後*	3,386,700円	3,589,650円	105.9 %
Ī		18年	48歳	3,386,700円	3,676,450円	108.5 %
		20年	50歳	3,386,700円	3,736,450円	110.3 %
		25年	55歳	3,386,700円	3,888,100円	114.8 %

- ※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(\*時の解約払戻金額は、 低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。
- ※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100
- ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
- ※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払 戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は 抑制されます。

### 早めに教育資金の準備を!

### いつから始める?

#### 3人に2人は、小学校入学前から。

教育資金の準備開始時期

小学校入学前 22.7% 中学校入学前 6.7%

誕生時 44.5%

特に準備はしていない (必要ない) 21.8%

「出典 | エフピー教育出版 「令和3年サラリーマン世帯生活意識調査 |

中学生以降 4.5%

#### 幼稚園から高校までの学校種別の教育費総額 大学の教育費総額(昼間部・自宅生の場合) **幼稚**園(3年) 小学校(6年) 中学校(3年) 高校(3年) 大学<sub>文系</sub>(4年) 大学<sub>理系</sub>(4年) 大学<sub>医歯系</sub>(6年) 公立 (大学は国立) 約49万円 約211万円 約161万円 約153万円 約315万円 約315万円 約460万円 約 92 万円 約1.000万円 約 430 万円 約 316 万円 約 488 万円 約 622 万円 約 2.238 万円 私立

場合は、左に記載の金 額に加え、下宿のため の初期費用や仕送り も必要です。

[出典] 幼稚園・小学校・中学校・高校の金額

学校種別の学習費総額(学校教育費、学校給食費、学校外活動費の合計)【文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査1】をもとに算出(高校は全日制の金額)

[国立] 入学金·授業料 【国立大学等の授業料その他の費用に関する省令】 [私立] 入学金、授業料、施設設備費、実験実習料、その他 【文部科学省 「私立大学 等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果」] [国立・私立共通] その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計 (昼間部) 【(独) 日本 学生支援機構「令和4年度学生生活調査」】をもとに算出



### 保険料等例表

### 保険金額: 1,000万円

### 特定疾病保険料払込免除特則:適用なし 口座振替扱

※ 2025年4月1日現在(保険料単位:円)

#### 男性

	保険料	払込期間:	10年		月払	保険料払込期間:65歳					
		II va ranovivi	払原	<b>吴</b> 率						<b>吴</b> 率	
月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後	
49,740	5,968,800	167.5%	101.8%	106.0%	15	10,690	6,414,000	155.9%	130.8%	135.4%	
51,830	6,219,600	160.7%	101.8%	106.1 %	20	12,270	6,625,800	150.9%	126.6%	131.1 %	
53,950	6,474,000	154.4%	102.0%	106.3%	25	14,250	6,840,000	146.1%	122.7%	127.0%	
56,190	6,742,800	148.3%	102.1%	106.4%	30	16,860	7,081,200	141.2%	118.5%	122.7%	
58,630	7,035,600	142.1%	102.0%	106.2%	35	20,410	7,347,600	136.0%	114.2%	118.2%	
61,260	7,351,200	136.0%	101.7%	105.7%	40	25,420	7,626,000	131.1%	110.0%	113.9%	
64,070	7,688,400	130.0%	101.2%	105.1 %	45	32,960	7,910,400	126.4%	106.1 %	109.8%	
67,150	8,058,000	124.1%	100.3%	104.0%	50	45,490	8,188,200	122.1%	102.5%	106.1 %	
70,840	8,500,800	117.6%	98.7%	102.2%	55	70,840	8,500,800	117.6%	98.7%	102.2%	
75,120	9,014,400	110.9%	96.4%	99.6%	60	_	_	_	_	_	
79,790	9,574,800	104.4%	93.8%	96.5%	65	<u> </u>	<del>-</del>	_	<del>-</del>	_	
86,350	10,362,000	96.5%	89.2%	91.3%	70	<u> </u>	_	_	_	_	
97,610	11,713,200	85.3%	80.8%	82.2%	75	<u> </u>	<del>-</del>	_	<del></del>	_	
117,740	14,128,800	70.7%	68.1 %	69.0%	80	_	_	_	_	_	

	保険料	払込期間:	10年		年払		保険料払込期間:65歳				
			払戻	平率					払原	<b>吴</b> 率	
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後	
585,800	5,858,000	170.7%	103.7%	108.0%	15	125,860	6,293,000	158.9%	133.3%	138.1 %	
610,390	6,103,900	163.8%	103.7%	108.1 %	20	144,540	6,504,300	153.7%	129.0%	133.6%	
635,330	6,353,300	157.3%	103.9%	108.3%	25	167,850	6,714,000	148.9%	125.0%	129.4%	
661,780	6,617,800	151.1%	104.0%	108.4%	30	198,590	6,950,650	143.8%	120.7%	125.0%	
690,430	6,904,300	144.8%	103.9%	108.2%	35	240,350	7,210,500	138.6%	116.4%	120.5%	
721,400	7,214,000	138.6%	103.6%	107.7%	40	299,400	7,485,000	133.6%	112.1%	116.1%	
754,580	7,545,800	132.5%	103.1 %	107.1 %	45	388,140	7,762,800	128.8%	108.1 %	111.9%	
790,770	7,907,700	126.4%	102.2%	106.0%	50	535,690	8,035,350	124.4%	104.4%	108.1 %	
834,270	8,342,700	119.8%	100.6%	104.1 %	55	834,270	8,342,700	119.8%	100.6%	104.1 %	
884,620	8,846,200	113.0%	98.2%	101.5%	60	_	_	_	_	_	
939,600	9,396,000	106.4%	95.6%	98.4%	65	<u> </u>	<u> </u>	_	_	_	
1,016,860	10,168,600	98.3%	90.9%	93.0%	70	_	_	_	_	_	
1,149,560	11,495,600	86.9%	82.3%	83.7%	75	_	_	_	_	_	
1,386,550	13,865,500	72.1 %	69.4%	70.3%	80	_	_	_	_	_	

#### <払込保険料総額に対する保険金額の率について>

●保険金額、払込保険料総額(保険料払込期間に払込んだすべての保険料の合計)をもとに、以下のとおり算出しています。 払込保険料総額に対する保険金額の率(%)=保険金額÷払込保険料総額×100

#### <解約払戻金について>

●低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。 ●低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

#### <払戻率について>

●低解約払戻期間経過直後の解約払戻金、年単位の契約応当日前日の解約払戻金をもとに、以下のとおり算出しています。 払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料総額×100

### 女性

	保険料	払込期間:	10年		月払		保険料払込期間:65歳				
			払原	<b>吴</b> 率					払甚	<b>冥</b> 率	
月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後	
47,340	5,680,800	176.0%	101.9%	106.2%	15	10,050	6,030,000	165.8%	133.3%	138.6%	
49,300	5,916,000	169.0%	102.0%	106.3%	20	11,530	6,226,200	160.6%	129.1 %	134.2%	
51,360	6,163,200	162.2%	102.1%	106.4%	25	13,430	6,446,400	155.1%	124.7%	129.6%	
53,540	6,424,800	155.6%	102.1 %	106.4%	30	15,900	6,678,000	149.7%	120.4%	125.1 %	
55,870	6,704,400	149.1%	102.0%	106.2%	35	19,240	6,926,400	144.3%	116.1%	120.6%	
58,290	6,994,800	142.9%	101.9%	106.0%	40	23,940	7,182,000	139.2%	111.9%	116.3%	
60,900	7,308,000	136.8%	101.5%	105.6%	45	31,030	7,447,200	134.2%	107.9%	112.2%	
63,630	7,635,600	130.9%	101.2%	105.2%	50	42,820	7,707,600	129.7%	104.3%	108.4%	
66,790	8,014,800	124.7%	100.3%	104.2%	55	66,790	8,014,800	124.7%	100.3%	104.2%	
70,220	8,426,400	118.6%	99.2%	103.0%	60	_	_	_	_	_	
73,760	8,851,200	112.9%	98.1 %	101.5%	65	_	_	_	_	_	
78,410	9,409,200	106.2%	95.5%	98.4%	70	_	_	_	_	_	
85,170	10,220,400	97.8%	90.6%	92.8%	75	_	_	_	_	_	
96,870	11,624,400	86.0%	81.6%	83.0%	80	_	_	_	_	_	

	保険料	払込期間:	10年		年払		保険料	払込期間:	65歳	
			払原	<b>吴</b> 率					払原	<b>吴</b> 率
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
557,500	5,575,000	179.3%	103.8%	108.2%	15	118,320	5,916,000	169.0%	135.9%	141.3%
580,580	5,805,800	172.2%	104.0%	108.3%	20	135,840	6,112,800	163.5%	131.5%	136.7%
604,820	6,048,200	165.3%	104.1 %	108.4%	25	158,110	6,324,400	158.1%	127.1%	132.1 %
630,580	6,305,800	158.5%	104.1 %	108.4%	30	187,220	6,552,700	152.6%	122.7%	127.5%
657,950	6,579,500	151.9%	104.0%	108.2%	35	226,550	6,796,500	147.1%	118.3%	122.9%
686,490	6,864,900	145.6%	103.8%	108.0%	40	281,880	7,047,000	141.9%	114.1%	118.6%
717,230	7,172,300	139.4%	103.5%	107.6%	45	365,400	7,308,000	136.8%	110.0%	114.3%
749,360	7,493,600	133.4%	103.1 %	107.2%	50	504,250	7,563,750	132.2%	106.3%	110.5%
786,600	7,866,000	127.1 %	102.2%	106.2%	55	786,600	7,866,000	127.1%	102.2%	106.2%
826,960	8,269,600	120.9%	101.1%	104.9%	60	_	_	_	_	_
868,610	8,686,100	115.1 %	99.9%	103.4%	65	_	_	_	_	_
923,360	9,233,600	108.3%	97.3%	100.3%	70	_	_	_	<del>_</del>	_
1,003,050	10,030,500	99.6%	92.3%	94.5%	75	_	_	_		_
1,140,860	11,408,600	87.6%	83.1 %	84.6%	80	_	_	_	_	



### 保険料等例表

### 保険金額: 500万円

### 特定疾病保険料払込免除特則:適用なし 口座振替扱

※ 2025年4月1日現在(保険料単位:円)

#### 男性

	保険料	払込期間:	10年		月払		保険料	払込期間:	65歳	
	11 22 (CRA)(c)	払込保険料		<b>吴</b> 率			11 >2 /5 (6)(6)	払込保険料		天率 70 歳時
月払 保険料	払込保険料 総額	総額に対する保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	総額に対する保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	※保険料払込 期間満了から 5年経過後
24,895	2,987,400	167.3%	101.7%	105.9%	15	5,370	3,222,000	155.1 %	130.2%	134.8%
25,940	3,112,800	160.6%	101.7%	106.0%	20	6,160	3,326,400	150.3%	126.1 %	130.6%
27,000	3,240,000	154.3%	101.9%	106.2%	25	7,150	3,432,000	145.6%	122.2%	126.6%
28,120	3,374,400	148.1%	102.0%	106.3%	30	8,455	3,551,100	140.8%	118.1%	122.3%
29,340	3,520,800	142.0%	101.9%	106.1 %	35	10,230	3,682,800	135.7%	113.9%	117.9%
30,655	3,678,600	135.9%	101.6%	105.6%	40	12,735	3,820,500	130.8%	109.8%	113.7%
32,060	3,847,200	129.9%	101.1%	105.0%	45	16,505	3,961,200	126.2%	105.9%	109.6%
33,600	4,032,000	124.0%	100.2%	104.0%	50	22,770	4,098,600	121.9%	102.3%	106.0%
35,445	4,253,400	117.5%	98.6%	102.1 %	55	35,445	4,253,400	117.5%	98.6%	102.1 %
37,585	4,510,200	110.8%	96.4%	99.5%	60	<u>—</u>	_	_	_	_
39,915	4,789,800	104.3%	93.8%	96.5%	65	<u> </u>	_	_	_	_
43,195	5,183,400	96.4%	89.2%	91.2%	70	_	_	_	_	_
48,830	5,859,600	85.3%	80.7%	82.1 %	75	<u> </u>	_	_	_	_
58,895	7,067,400	70.7%	68.1 %	68.9%	80	_	_	_	_	_

	保険料	払込期間:	10年		年払		保険料	払込期間:	65歳	
		II va (maada)	払戻	率				II va (Statutal	払甚	<b>吴</b> 率
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
293,190	2,931,900	170.5%	103.6%	107.9%	15	63,220	3,161,000	158.1 %	132.7%	137.4%
305,485	3,054,850	163.6%	103.7%	108.0%	20	72,560	3,265,200	153.1 %	128.5%	133.0%
317,955	3,179,550	157.2%	103.8%	108.2%	25	84,215	3,368,600	148.4%	124.5%	128.9%
331,180	3,311,800	150.9%	103.9%	108.3%	30	99,585	3,485,475	143.4%	120.4%	124.6%
345,505	3,455,050	144.7%	103.8%	108.1 %	35	120,465	3,613,950	138.3%	116.1%	120.2%
360,990	3,609,900	138.5%	103.5%	107.7%	40	149,990	3,749,750	133.3%	111.9%	115.8%
377,580	3,775,800	132.4%	103.0%	107.0%	45	194,360	3,887,200	128.6%	107.9%	111.7%
395,675	3,956,750	126.3%	102.2%	105.9%	50	268,135	4,022,025	124.3%	104.3%	108.0%
417,425	4,174,250	119.7%	100.5%	104.1 %	55	417,425	4,174,250	119.7%	100.5%	104.1 %
442,600	4,426,000	112.9%	98.2%	101.4%	60	_	_	_	_	_
470,090	4,700,900	106.3%	95.6%	98.3%	65	_	_	_	_	_
508,720	5,087,200	98.2%	90.9%	93.0%	70	_	_	_	_	_
575,070	5,750,700	86.9%	82.3%	83.7%	75	_	_	_	_	_
693,565	6,935,650	72.0%	69.4%	70.2%	80					_

#### <払込保険料総額に対する保険金額の率について>

●保険金額、払込保険料総額(保険料払込期間に払込んだすべての保険料の合計)をもとに、以下のとおり算出しています。 払込保険料総額に対する保険金額の率(%)=保険金額÷払込保険料総額×100

#### <解約払戻金について>

●低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。 ●低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

#### <払戻率について>

●低解約払戻期間経過直後の解約払戻金、年単位の契約応当日前日の解約払戻金をもとに、以下のとおり算出しています。 払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料総額×100

### 女性

	保険料	払込期間:	10年		月払		保険料払込期間:65歳				
			払原	<b>吴</b> 率					払甚	<b>吴</b> 率	
月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後	
23,695	2,843,400	175.8%	101.8%	106.1 %	15	5,050	3,030,000	165.0%	132.7%	137.9%	
24,675	2,961,000	168.8%	101.9%	106.2%	20	5,790	3,126,600	159.9%	128.6%	133.6%	
25,705	3,084,600	162.0%	102.0%	106.3%	25	6,735	3,232,800	154.6%	124.3%	129.2%	
26,795	3,215,400	155.5%	102.0%	106.3%	30	7,975	3,349,500	149.2%	120.0%	124.7%	
27,960	3,355,200	149.0%	101.9%	106.1 %	35	9,645	3,472,200	144.0%	115.8%	120.3%	
29,170	3,500,400	142.8%	101.8%	105.9%	40	11,990	3,597,000	139.0%	111.7%	116.1 %	
30,475	3,657,000	136.7%	101.4%	105.5%	45	15,540	3,729,600	134.0%	107.8%	112.0%	
31,840	3,820,800	130.8%	101.1%	105.1 %	50	21,435	3,858,300	129.5%	104.2%	108.3%	
33,420	4,010,400	124.6%	100.2%	104.2%	55	33,420	4,010,400	124.6%	100.2%	104.2%	
35,135	4,216,200	118.5%	99.1 %	102.9%	60	_	_	_	_	_	
36,905	4,428,600	112.9%	98.0%	101.4%	65	_	_	_	_	_	
39,230	4,707,600	106.2%	95.5%	98.3%	70	_	_	_	<del>_</del>	_	
42,610	5,113,200	97.7%	90.6%	92.7%	75	_	_	_	_	_	
48,460	5,815,200	85.9%	81.6%	83.0%	80	_	_	_	<u> </u>	_	

	保険料	払込期間:	10年		年払		保険料	払込期間:	65歳	35歳	
			払原	<b>吴</b> 率					払原	<b>吴</b> 率	
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後	
279,040	2,790,400	179.1%	103.7%	108.1 %	15	59,450	2,972,500	168.2%	135.2%	140.6%	
290,580	2,905,800	172.0%	103.9%	108.2%	20	68,210	3,069,450	162.8%	130.9%	136.1 %	
302,700	3,027,000	165.1 %	104.0%	108.3%	25	79,345	3,173,800	157.5%	126.6%	131.6%	
315,580	3,155,800	158.4%	104.0%	108.3%	30	93,900	3,286,500	152.1 %	122.3%	127.1 %	
329,265	3,292,650	151.8%	103.9%	108.1 %	35	113,565	3,406,950	146.7%	118.0%	122.6%	
343,535	3,435,350	145.5%	103.7%	107.9%	40	141,230	3,530,750	141.6%	113.8%	118.3%	
358,905	3,589,050	139.3%	103.4%	107.5%	45	182,990	3,659,800	136.6%	109.8%	114.2%	
374,970	3,749,700	133.3%	103.0%	107.1 %	50	252,415	3,786,225	132.0%	106.1 %	110.3%	
393,590	3,935,900	127.0%	102.1 %	106.1 %	55	393,590	3,935,900	127.0%	102.1 %	106.1 %	
413,770	4,137,700	120.8%	101.0%	104.8%	60	_	_	_	<u>—</u>	_	
434,595	4,345,950	115.0%	99.9%	103.4%	65	_	<u> </u>	_	<u> </u>	_	
461,970	4,619,700	108.2%	97.3%	100.2%	70	_	_	_	_	_	
501,815	5,018,150	99.6%	92.3%	94.5%	75	_	_	_	_	_	
570,720	5,707,200	87.6%	83.1 %	84.6%	80		_	_	_	_	



### 保険料等例表

### 保険金額: 200万円

#### 特定疾病保険料払込免除特則:適用なし 口座振替扱

※ 2025年4月1日現在(保険料単位:円)

#### 男性

	伊险蚁	払込期間:	10 <del>=</del>		月払		(尺)全以	払込期間:	65±	
	不快行	が公心的间・		<b>三</b>	MICH		体操件	が が が が が が が が が が が が が が		字率
月払保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢(歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
10,116	1,213,920	164.7%	100.1%	104.3%	15	2,304	1,382,400	144.6%	121.4%	125.7%
10,534	1,264,080	158.2%	100.2%	104.4%	20	2,622	1,415,880	141.2%	118.5%	122.7%
10,958	1,314,960	152.0%	100.4%	104.6%	25	3,018	1,448,640	138.0%	115.8%	119.9%
11,406	1,368,720	146.1%	100.6%	104.8%	30	3,540	1,486,800	134.5%	112.9%	116.9%
11,892	1,427,040	140.1%	100.6%	104.7%	35	4,250	1,530,000	130.7%	109.7%	113.6%
12,418	1,490,160	134.2%	100.3%	104.3%	40	5,252	1,575,600	126.9%	106.5%	110.3%
12,982	1,557,840	128.3%	99.8%	103.7%	45	6,760	1,622,400	123.2%	103.4%	107.1 %
13,596	1,631,520	122.5%	99.1 %	102.8%	50	9,264	1,667,520	119.9%	100.6%	104.2%
14,336	1,720,320	116.2%	97.5%	101.0%	55	14,336	1,720,320	116.2%	97.5%	101.0%
15,190	1,822,800	109.7%	95.4%	98.5%	60	<u> </u>	_	_	_	_
16,124	1,934,880	103.3%	92.9%	95.5%	65	<u> </u>	<del>-</del>	_	<del>-</del>	<u> </u>
17,436	2,092,320	95.5%	88.4%	90.4%	70	_	_	_	_	_
19,690	2,362,800	84.6%	80.1 %	81.5%	75	<u> </u>	_	_	<del>-</del>	_
23,714	2,845,680	70.2%	67.6%	68.5%	80	_	_	_	_	_

	保険料	払込期間:	10年		年払		保険料	払込期間:	65歳	
		11 \2 /D8A\ \\\	払戻	率				11 \2 /D8A\0\	払甚	字率
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
119,132	1,191,320	167.8%	102.0%	106.2%	15	27,144	1,357,200	147.3%	123.6%	128.0%
124,050	1,240,500	161.2%	102.1%	106.4%	20	30,880	1,389,600	143.9%	120.8%	125.0%
129,038	1,290,380	154.9%	102.3%	106.6%	25	35,542	1,421,680	140.6%	118.0%	122.2%
134,328	1,343,280	148.8%	102.5%	106.8%	30	41,690	1,459,150	137.0%	115.0%	119.1 %
140,058	1,400,580	142.7%	102.5%	106.7%	35	50,042	1,501,260	133.2%	111.8%	115.7%
146,252	1,462,520	136.7%	102.2%	106.3%	40	61,852	1,546,300	129.3%	108.5%	112.4%
152,888	1,528,880	130.8%	101.7%	105.7%	45	79,600	1,592,000	125.6%	105.4%	109.1 %
160,126	1,601,260	124.9%	101.0%	104.7%	50	109,110	1,636,650	122.2%	102.5%	106.2%
168,826	1,688,260	118.4%	99.4%	102.9%	55	168,826	1,688,260	118.4%	99.4%	102.9%
178,896	1,788,960	111.7%	97.2%	100.4%	60	_	_	_	_	_
189,892	1,898,920	105.3%	94.6%	97.4%	65	_	_	_	_	_
205,344	2,053,440	97.3%	90.1 %	92.1 %	70	_	_	_	_	_
231,884	2,318,840	86.2%	81.6%	83.0%	75	_	_	_	_	_
279,282	2,792,820	71.6%	68.9%	69.8%	80					_

#### <払込保険料総額に対する保険金額の率について>

●保険金額、払込保険料総額(保険料払込期間に払込んだすべての保険料の合計)をもとに、以下のとおり算出しています。 払込保険料総額に対する保険金額の率(%)=保険金額÷払込保険料総額×100

#### <解約払戻金について>

●低解約払戻期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%に抑制されています。 ●低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

#### <払戻率について>

●低解約払戻期間経過直後の解約払戻金、年単位の契約応当日前日の解約払戻金をもとに、以下のとおり算出しています。 払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料総額×100

### 女性

保険料払込期間: 10年				月払	保険料払込期間:65歳					
			払戻率						払戻率	
月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	月払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
9,636	1,156,320	172.9%	100.1 %	104.3%	15	2,176	1,305,600	153.1%	123.1 %	128.0%
10,028	1,203,360	166.2%	100.3%	104.5%	20	2,474	1,335,960	149.7%	120.3%	125.1 %
10,440	1,252,800	159.6%	100.5%	104.7%	25	2,852	1,368,960	146.0%	117.4%	122.1 %
10,876	1,305,120	153.2%	100.5%	104.7%	30	3,348	1,406,160	142.2%	114.3%	118.8%
11,342	1,361,040	146.9%	100.5%	104.6%	35	4,014	1,445,040	138.4%	111.3%	115.6%
11,826	1,419,120	140.9%	100.4%	104.5%	40	4,954	1,486,200	134.5%	108.2%	112.4%
12,348	1,481,760	134.9%	100.1%	104.2%	45	6,372	1,529,280	130.7%	105.1 %	109.3%
12,894	1,547,280	129.2%	99.8%	103.8%	50	8,732	1,571,760	127.2%	102.3%	106.3%
13,526	1,623,120	123.2%	99.0%	103.0%	55	13,526	1,623,120	123.2%	99.0%	103.0%
14,212	1,705,440	117.2%	98.0%	101.7%	60	<u> </u>	_	_	_	_
14,918	1,790,160	111.7%	97.0%	100.4%	65	_	_	_	_	_
15,848	1,901,760	105.1%	94.5%	97.4%	70	_	_	_	_	_
17,202	2,064,240	96.8%	89.7%	91.9%	75	<u> </u>	_	_	_	_
19,542	2,345,040	85.2%	80.9%	82.3%	80	_	_	_	_	_

保険料払込期間: 10年				年払		保険料払込期間:65歳				
			払戻率						払戻率	
年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	15年経過後	契約年齢 (歳)	年払 保険料	払込保険料 総額	払込保険料 総額に対する 保険金額の率	保険料 払込期間 経過直後	70歳時 ※保険料払込 期間満了から 5年経過後
113,472	1,134,720	176.2%	102.0%	106.3%	15	25,636	1,281,800	156.0%	125.4%	130.4%
118,088	1,180,880	169.3%	102.2%	106.5%	20	29,140	1,311,300	152.5%	122.6%	127.4%
122,936	1,229,360	162.6%	102.4%	106.7%	25	33,594	1,343,760	148.8%	119.6%	124.4%
128,088	1,280,880	156.1%	102.4%	106.7%	30	39,416	1,379,560	144.9%	116.5%	121.1%
133,562	1,335,620	149.7%	102.4%	106.6%	35	47,282	1,418,460	140.9%	113.3%	117.8%
139,270	1,392,700	143.6%	102.3%	106.5%	40	58,348	1,458,700	137.1%	110.2%	114.6%
145,418	1,454,180	137.5%	102.0%	106.2%	45	75,052	1,501,040	133.2%	107.1 %	111.3%
151,844	1,518,440	131.7%	101.7%	105.8%	50	102,822	1,542,330	129.6%	104.2%	108.3%
159,292	1,592,920	125.5%	100.9%	104.9%	55	159,292	1,592,920	125.5%	100.9%	104.9%
167,364	1,673,640	119.5%	99.9%	103.7%	60	_	_	_	_	_
175,694	1,756,940	113.8%	98.8%	102.3%	65	_	_	_	_	_
186,644	1,866,440	107.1%	96.3%	99.2%	70	_	_	_	<u> </u>	_
202,582	2,025,820	98.7%	91.4%	93.6%	75	_	_	_	_	_
230,144	2,301,440	86.9%	82.4%	83.9%	80	_	_	_	_	_

## 付加できる特約

### 突然の事故に備えて

#### 災害割増特約

- ・不慮の事故または感染症により死亡したとき、災害死亡保険金をお支払いします。
- ・不慮の事故または感染症により約款所定の高度障害状態に該当したとき、災害高度障害保険金をお支払いします。

#### 傷害特約

- ・不慮の事故または感染症により死亡したとき、災害死亡保険金をお支払いします。
- ・不慮の事故により約款所定の身体障害の状態に該当したとき、障害給付金をお支払いします。
- ※特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合、付加できません。また、契約年齢および保険金額(既契約を含む)により付加できないことがあります。

### 選べる受取方法 (特約保険料は不要)

#### リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されたとき、指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。

※契約者が法人の場合、付加することはできません。

#### 年金支払特約

死亡保険金等の全部を毎年年金形式で一定期間お支払いします。なお、年金額はご加入時や保険期間中には定まらず、年金基金設定時にオリックス生命の定める方法により算出します。

#### 介護前払特約

主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態に該当したとき、指定保険金額から会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額をお支払いします。

- ※お支払額は、指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。
- ※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。

80歳

※契約者が法人の場合、付加することはできません。

「約款所定の要介護状態」について詳しくは Q2をご参照ください。

#### ご契約例

50年

- 30歳男性● 保険期間:終身
- 保険料払込期間:60歳低解約払戻期間:60歳

約959.8万円

- 主契約保険金額:1,000万円
- ふき状類の例(死亡保险金の全額[1 000万円分]を請求した場合\*1)

経過年数	年齢	指定保険金額	お支払額*2				
35年	65歳	1,000万円	約923.3万円				

1,000万円

#### ご参考 指定保険金額に対する 解約払戻金額\*2

約838.8万円 約924.7万円

- \*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- \*2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、お支払額は2025年4月1日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

# Q & A

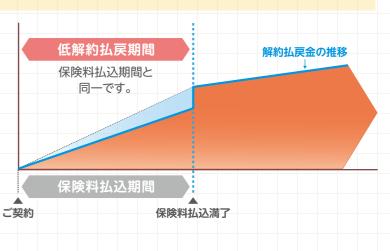
### Q1 低解約払戻期間とは何ですか?

主契約の解約払戻金が抑制される、保険料払込期間と同一の期間をさします。 **人1** この期間中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70% となります。

低解約払戻期間経過後、かつ、すべての保険料の 払込みが済んでいる場合は、解約払戻金は抑制 されません。

- ●保険料払込期間が<u>終身払</u>の場合、保険期間を通じて解約払戻金が抑制されます。
- ●保険料払込期間が<u>短期払</u>の場合、以下、いずれかのとおり解約払戻金が抑制されます。
- ◆指定した年数 (5・10・15・20年) 経過後に到来する年単位の契約応当日の前日まで
- ◆指定した満年齢(50・55・60・65・70・75・ 80歳)となった後に到来する年単位の契約応 当日の前日まで

※年単位の契約応当日とは保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。



### Q2 介護前払特約の「約款所定の要介護状態」に ついて教えてください。

A2 公的介護保険制度にもとづく要介護状態区分のうち、 要介護4または5の状態をさします。

要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるため、入浴・排せつ・食事などの日常生活における 基本的な動作について、6か月にわたり継続して、 常時介護を要すると見込まれる状態をいいます。

※「要介護認定等基準時間」とは、入浴・排せつ・食事の介護や、 洗濯・掃除の援助などにかかる1日あたりの時間を、厚生労働 大臣の定める方法により推計した時間のことです。

#### 要介護4

要介護認定等基準時間が 90分以上110分未満 またはこれに相当すると 認められる状態

#### 要介護5

要介護認定等基準時間が 110分以上または これに相当すると 認められる状態

### Q3 保険期間の途中で、低解約払戻期間を 延長したり、短縮することはできますか?

**43** いいえ。低解約払戻期間は延長・短縮ともにできません。

低解約払戻期間と同一の期間である保険料払込期間も、保険期間の途中で延長・短縮することはできません。

#### 契約の取扱い

被保険者の契約年齢	15歳~80歳 (満年齢) ※保険料払込期間により異なります。						
保険期間	終身						
保険料払込期間	5年*1·10年·15年·20年、50歳·55歳·60歳·65歳·70歳·75歳·80歳、終身 *1 保険金額が1,000万円未満の場合、5年は取扱いできません。 ※契約年齢により取扱いできない保険料払込期間があります。						
低解約払戻期間	保険料払込期間と同一						
保険料払込方法 (払込回数)	月払・半年払・年払・前納扱* <sup>2</sup> *2 前納扱:第1回保険料および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払込みください。						
保険料払込経路	□座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱 ※クレジットカード払扱の場合、保険料の取扱いは100,000円が上限となります。						
最低保険金額	15歳~75歳:200万円、76歳~80歳:100万円						
最高保険金額	15歳~21歳 5,000万円 ※オリックス生命のB	22歳~70歳 9億9,900万円 既契約の保険金額を記	71歳~75歳 2億円 含みます。	76歳~80歳 1億円			
高額割引制度	主契約の保険金額により、保険料の高額割引制度が適用されます。						

#### 保険料の払込みが困難になった場合

#### 方法① 一時的に保険料の都合がつかないとき 保険料の自動振替貸付

保険料の払込みがない場合でも、オリックス生命が自動的に保険料を立替えます。

立替える金額は解約払戻金の範囲内です。貸付金の利息はオリックス生命の定める利率で計算します。

※貸付の利率については、カスタマーサービスセンターへお問合わせください。また、オリックス生命のウェブサイトでもご確認できます。

### 方法② 保険料の負担を軽くしたいとき 🛶 保険金等の減額

保障額を減らすことにより、保険料も少なくなります。減額部分に解約払戻金があれば払戻します。 ※減額後の保険金額がオリックス生命の定める限度を下回る場合は、取扱いできません。

#### 方法③ 途中から保険料を払込まずに継続したいとき 📥 払済保険への変更

解約払戻金をもとに、保険料払込済の同種の保険に変更します。保険金額を小さくして、保険期間を変えない 方法です。

- ※払済保険に変更後の保険金額が、オリックス生命の定める限度を下回る場合は、取扱いできません。
- ※特別条件付保険特約により特別保険料払込中の場合には、払済保険への変更はできません。
- ※低解約払戻期間中に払済保険に変更する場合、払済保険の基準となる解約払戻金は抑制されています。
- ※払済保険に変更した後、解約払戻金は抑制されません。

契約者貸付

13

一定期間だけまとまった資金が必要になったときには、契約者貸付を利用いただけます。 解約払戻金の90%(保険料払込済の場合には80%)を貸付の限度として利用いただけます。

## オリックス生命の 健康医療相談サービス

ご加入者さまに 利用いただける サービスです 無料

8/9

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスをご利用いただけます。



### 24時間電話健康相談サービス

#### サービス対象:被保険者さまとその同居のご家族

<u>医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制</u>で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約41万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。



### セカンドオピニオンサービス

#### サービス対象:被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する 医師へ、面談でのセカンドオピニオンを手配します。

サービスの流れ ▶

専用ダイヤルにて受付・予約手配

医師とのセカンドオピニオン(オンラインも可)



### 糖尿病専門サポートサービス

#### (サービス対象:被保険者さま)

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお応えし、適切な治療を早期に受けられるように糖尿病の専門医への受診手配や、糖尿病の専門医等が在籍する医療機関情報をご提供します。



### 介護・認知症サポートサービス

#### (サービス対象:被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関するご相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。また、10~15分程度の質問にお答えいただくだけで、元気な頃から認知機能の状態を確認できる「あたまの健康チェック®」も無料で受けられます。(本テストのライセンスは、株式会社ミレニアに帰属します。)



### 重症化・再発予防カウンセリングサービス

#### サービス対象\*:被保険者さまとそのご家族

\*対象となる疾病(「急性心筋梗塞」「再発性心筋梗塞」「脳梗塞」「脳血管疾患のうち脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞にいたらなかったもの」)により給付金を受取られたお客さまとそのご家族

心筋梗塞・脳梗塞などの重症化・再発を予防するために、保健師・看護師などの医療の専門チームが継続的な電話でのカウンセリングサービスを提供します。

●上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーペック株式会社が提供します。本サービスは2025年4月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。各サービスごとに諸条件がありますので、ご利用時にお問合わせください。



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

120-081-166

-17:00(土日・祝日・年末年始休み)

### インターネット

(主なサービス内容)

●住所変更 ● 「生命保険料控除証明書」 再発行



オリックス生命 ウェブサイト

https://www.orixlife.co.jp/

#### ご契約内容のお知らせ(インターネット・郵送)





年に1回、保険契約者に対して現在加入している 保険契約内容のご案内をいたします。

#### 「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

#### 公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト

https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html



公的年金制度(老齢年金制度)はコチラから

生命保険協会ウェブサイト

https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/



オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに 関することがらをわかりやすく案内していますので、ご確認ください。

https://www.orixlife.co.jp/

#### 生命保険募集人について

オリックス生命の社員や生命保険募集人 (オリックス生命の生命保険代理店を含む) は、お客さまとオリックス生命の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申 込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

#### 募集代理店からのお知らせ

- ●本保険商品は、お客さまとオリックス生命保険株式会社との間でご契約いただく商品であり、預金ではありません。預金保険法第 53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- ●保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまのほかのお取引に影響をおよぼすことはありません。
- ●保険業法の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- ●保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取扱いできません。
- ●本保険商品は、オリックス生命保険株式会社の商品であり、保険契約の主体はお客さまとオリックス生命保険株式会社になります。
- ●お申込みの際には生命保険の販売資格をもった担当者 (生命保険募集人) にご相談ください。





※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

■募集代理店

■引受保険会社



### オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー TEL 03-3517-4300

https://www.orixlife.co.jp/

P9/9 ORIX2025-G-003 202502-MYK

株式会社リそな銀行

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14